

## 平成26年度 事業計画について

我が国の経済は、輸出や設備投資に持ち直しの動きがみられ、雇用・所得環境の改善により個人消費も底堅く推移しており、これらの内外需要を反映し、緩やかに回復している。先行きについても、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復へ向かうことが期待されるが、海外景気の下振れが、引き続き景気を下押しするリスクとなっており、又、消費税が5%から8%と増税になることは、低所得者ほど税負担が重くなる「逆進性」の問題が発生する事も考えられ、依然として不透明な状況である。

こうした中、当センターの平成25年度の状況は、経済の持ち直し傾向が続く状況下において、受注契約金額が平成24年度同様程度の伸びになりました。又、会員入会数は昨年度に対し5.7%増となりましたが、剪定・除草など屋外での作業をする会員が減少していることから、受注があっても就業が遂行しきれない状況が発生しており、今後の推移を十分に注目しながら、技術講習会を開催し後継者の開拓をしていく必要がある。

一方、シルバー人材センターの事業環境は、希望者全員が65歳までの継続雇用制度が施行されることにより、センターへの60歳台前半層の新規入会の減少、またそれに伴う民間企業等からの発注が減少する傾向があるものと予測されます。

このような状況のなか、公益社団法人として事業運営体制の確立とともに就業機会の拡充や会員間の連携を図り、組織の機能強化を図る必要があります。

また、シルバーの基本理念である共働、共助の更なる確保のための適正就業については、引き続き就業先のご理解、ご協力が得られるよう進めてまいります。

以上のような事を重点に地域に密着し、より開かれたセンターを目指しながら高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに貢献するため、町を始め関係機関のご協力を得ながら事業計画を実施してまいります。

### I. 基本事業名

1. 雇用によらない就業機会の提供事業
2. 雇用による就業機会の提供事業
3. 講習・研修事業
4. 技能講習等に係る受託事業

## 5. その他の社会参加活動を推進するための諸活動事業（上記事業を含む。）

この5つの事業は、1つの公益目的事業として、いずれも高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の推進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、各事業が連携し相互に補完し合うことが、本事業を効果的に進めるものである。

## II. 各事業の概要

### 1. 雇用によらない就業機会の提供事業

#### 「内容」

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、次の事業を実施し、高齢者に雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供を行う。

高齢者の働き方は、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、連続的又は断続的な、概ね月10日程度週20時間以内の就業である。

#### (1) 受託事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者のふさわしい地域に密着した仕事を家庭、企業、公共団体から有償で引き受け、これを高齢者に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬（配分金）を支払うもので、当センターは発注者に対して適切に仕事を完成させる義務を負っている。

例を挙げると、家事援助サービスや育児支援サービス及び庭木の剪定、公共施設の受付管理等、主として地域社会の日常生活に密着した仕事や市民生活に関わりの深い仕事である。

#### 「平成26年度の計画」

- ① 受託事業 就業延人員 18,000人日、受託件数 1,800件  
事業総額 88,750千円

#### 主な就業分野

植木剪定、除草、表具、塗装、施設管理、屋内外清掃等

#### 「事業の対象」 正会員

#### 「事業実施のための財源」（単位：千円）

- (1) 事業の手数料等収入 6,750千円  
(2) 会費収入 435千円  
(3) 補助金等収入 18,980千円

## 内 訳

厚生労働大臣からの「高齢者就業機会確保事業費等補助金」

7, 280千円

志賀町からの「高齢者就業機会確保事業費等補助金」

11, 700千円

合 計 18, 980千円

## 2. 雇用による就業機会の提供事業

### 「内 容」

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、次の事業を実施し、高齢者に雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供を行う。高齢者の働き方は、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、連続的又は断続的な、概ね月10日程度、週20時間以内の就業である。

#### (1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これをそのような仕事を希望する高齢者に有料で紹介するものである。

#### (2) 一般労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲において、登録した高齢者のうち、当該派遣労働者を希望する高齢者を対象に派遣法に基づき実施するものである。

#### 「平成26年度の計画」

①職業紹介事業： 随時

②一般労働者派遣事業： 登録者数21人、就業延人員1, 600人日  
契約件数10件、契約金 7, 000千円

#### 主な就業分野

自動車運転、遺跡発掘、商業施設清掃・陳列等

#### 「事業の対象」

①職業紹介事業： 一般高齢者、正会員

②一般労働者派遣事業： 派遣労働を希望する正会員

#### 「事業実施のための財源」 (単位：千円)

①事業の手数料等収入 (労働者派遣収入) 500千円

## 3. 講習・研修事業

## 「内容」

高齢者が希望する業務分野の技能・知識を習得して就業の機会につなげていくことを目的に研修・講習を行うものである。例を挙げると、刈払機取扱講習等がある。

### 「平成26年度の計画」

- ・刈払機取扱安全教育講習 1回
- ・造園講習会 1回
- ・交通安全講習会 1回

## 4. 技能講習等に係る受託事業

### 「内容」

高齢者が就業等の活動の意欲があっても必要な技能・知識を有していなかったり、又は豊富な知識・経験等を有していても、高齢者の就業状況等が非常に厳しい中、企業・団体等との意向差異（ミスマッチ）で実際の就業等に結びつかないことが多くある。そこで、高齢者に技能・知識を付与する等の次の事業を行い、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力のある地域社会づくりに寄与するものである。

#### （1）シニアワークプログラム地域事業（以下「SP事業」という。）

連合会からの委託事業で、職業安定機関や事業主団体等との連携のもと、60歳代の前半層を中心とした「働く意欲のある高齢者の就業を支援することを目的に、技能講習や講習終了者と企業等との合同面接会の開催、講習終了者のフォローアップ、職場体験等を行うものである。本事業の主要な部分は連合会で実施しており、当センターでは合同面接会の開催以外の部分について協力する。

例．講習会場の設営、講師・受講者との連絡調整等。

特に需要が多く高齢者の労働力が担い手として活用されていることから、安全衛生法に基づく刈払機操作等の基礎知識や実技を習得し、雇用（就業）を目指す講習です。

### 「平成26年度の計画」

- ・近隣センターが開催するSP事業（各講習会）に参加  
※既存のシルバー会員は対象外となり、会員に対してアンケートを取りセンター独自の講習会の実施を検討しております。

### 「事業の対象」

- ・SP事業 就職を希望する55歳以上の一般高齢者

### 「事業実施のための財源」

- ・SP事業 連合本部からシニアワークプログラム技術講習共同費収益

## 5. その他の社会参加活動を推進するための諸活動事業（上記4事業を含む。）

### 「内容」

高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、上記1～4の事業を推進するための諸活動及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動を行う。

#### （1）普及啓発

本事業への信頼と理解が得られるよう、会員の丁寧で質の良い仕事ぶりを通して地域の住民へのアピールや一般市民・企業・志賀町等に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発をしていきます。

例を挙げると

- ・高齢者の入会促進や適正な就業の維持確立を図るため、町広報等活用した周知・広報を行う。
- ・各種イベント（町祭等）への参加による周知・広報
- ・活動事例等のマスメディアへの情報提供及び取材協力等がある

#### 「平成26年度の計画」

志賀町広報（年6回）及びホームページにて入会募集・事業内容等掲載

#### （2）安全・適正就業の推進

高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、当センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行う。

例を挙げると、安全・適正就業推進委員会の開催、安全パトロール、安全・適正就業研修会、健康診断受診の徹底、日常的な健康管理の徹底等がある。

#### 「平成26年度の計画」

- ・安全・適正就業推進委員会 2回
- ・安全パトロール 3回
- ・就業事故抑制を図るべく「就業ペナルティー制度施行」

#### （3）社会参加活動の推進

ボランティア活動を希望する高齢者を対象に、「できることを」、「できる範囲で」行う社会参加活動を実施する。また、加齢に伴い就業を離れた高齢者等の生活環境に合わせたボランティア活動等の社会参加活動の機会を提供する。

例をあげると公園等の清掃活動がある。

#### 「平成26年度の計画」

- ・公園等の清掃活動
- ・小学校通学路周辺カーブミラー清掃

#### 「事業の対象者」

- (1) 正会員、町等
- (2) 安全・適正就業 正会員

「事業実施のための財源」

- (1) 法人会計より支出

「事業に必要となる建物等の主な資産」

- ・流動資産
- ・車両運搬器具及び什器備品等の固定資産
- ・事務所及び車庫
- ・車両及び事務機器